

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等) についての開示事項の特例)  
 第七条 平成二十六年三月三十日までの間、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成十九年金融庁告示第四号)第一条中「用語は」とあるのは、「用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例平成二十四年金融庁告示第十三号)第一条の規定により読み替えて適用する」とする。

(漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等) についての開示事項の特例)  
 第八条 平成二十六年三月三十日までの間、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成十九年金融庁告示第五号)第一条中「用語は」とあるのは、「用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例平成二十四年金融庁告示第十三号)第二条の規定により読み替えて適用する」とする。

附則  
 1 この告示は、平成二十四年六月三十日から適用する。  
 2 この告示は、平成二十六年三月三十日限り、その効力を失つ。

○財務省告示第二百二十五号  
 大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対し不当廉売関税を課する期間として関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第八条第一項の規定により指定された期間が満了したので、不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成二十四年六月二十九日  
 財務大臣 安住 淳

一 関税率法第八条第一項の規定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴  
 (一) 品名 ポリエステル短繊維  
 (二) 銘柄、型式及び特徴 ポリエステル短繊維(カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)のうち、三・八八デシテックスを超え二十二・三三デシテックス未満のもので、かつ、長さが二十五ミリメートル以上八十三ミリメートル以下のもの。商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第五〇三・二〇号に分類される。主として、布団等の詰めわた、カーペット等に用いられる。

二 関税率法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給者又は供給国若しくは地域  
 (一) 大韓民国。ただし、ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令(平成十四年政令第二百六十二号)別表第一に掲げる者により生産され、その者により本邦へ輸出された場合、及び別表第二に掲げる者により生産され、別表第一一号に掲げる者により本邦へ輸出された場合を除く。

(二) 台湾  
 三 関税率法第八条第一項の規定により指定された期間  
 ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の施行の日(平成十四年七月二十六日)から平成二十四年六月二十八日までの期間

○財務省告示第二百二十六号  
 インドネシア共和国産カットシート紙に係る関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十九日  
 財務大臣 安住 淳

一 不当廉売関税を課することを求めた者(申請者)の名称及び住所

名 称	住 所
日本製紙株式会社	東京都北区王子一丁目四番一号
日本大昭和板紙株式会社	東京都千代田区神田須田町一丁目三番地
王子製紙株式会社	東京都中央区銀座四丁目七番五号
王子特殊紙株式会社	東京都中央区銀座五丁目十二番八号
大王製紙株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町一番六十号
北越紀州製紙株式会社	新潟県長岡市西蔵王三丁目五番一号
三菱製紙株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目四番二号
丸住製紙株式会社	愛媛県四国中央市川之江町八二六番地

二 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 カットシート紙  
 (二) 銘柄、型式及び特徴 塗布してないシート状の紙(せん孔及び印刷のいずれもしてないものに限る。)のうち、折り畳んでない状態において一辺の長さが四百三十五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二百九十七ミリメートル以下のもの。かつ、重量が一平方メートルにつき四十四グラム以上五十五グラム以下のもの。商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第四八〇二・五六号及び第四八〇二・六二号に分類される。主として、普通紙複写機(PPC)並びに商業印刷及び一般印刷に使用される。

三 調査に係る貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者(不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者等)  
 イ PT. Indah Kiat Pulp and Paper Tbk.  
 ロ PT. Kertas Basuki Rachmat Indonesia Tbk.  
 ハ PT. Kertas Lecees (Persero)  
 ニ PT. Lontar Papyrus Pulp and Paper Industry  
 ホ PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk.  
 ヘ PT. Parisindo Pratama  
 ト PT. Pindo Deli Pulp and Paper Mills  
 チ PT. Riau Andalan Kertas  
 リ PT. Riau Andalan Pulp and Paper  
 ヲ PT. Suparna Tbk.  
 ル PT. Surabaya Agung Industri Pulp and Kertas Tbk.

(二) 供給国 インドネシア共和国

四 調査を開始する年月日 平成二十四年六月二十九日

五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで  
 (二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで